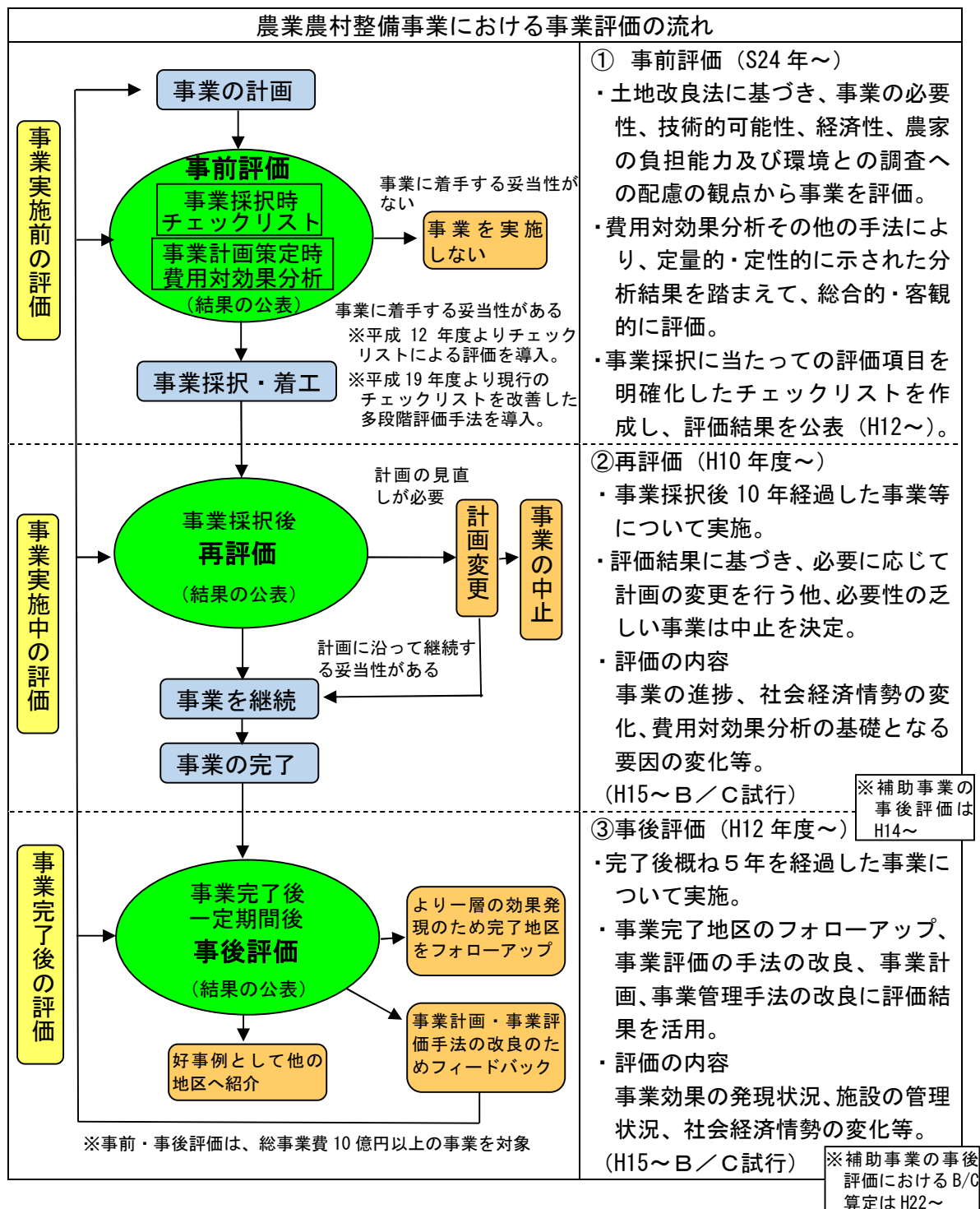


【農業農村整備事業等における事業評価の流れ】

政策評価は平成 13 年 6 月に制定された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき政策の必要性、有効性、効率性を自ら評価し、その評価結果を政策に反映することを目的に実施しています。

農林水産省の政策評価においては、農林水産省政策評価基本計画（令和 2 年 3 月大臣決定）に基づき、実績評価、総合評価、事業評価を実施しています。



政策評価法と農業農村整備事業等の事業評価との関係の概要

政策評価法 (H14. 4. 1 施行)	農林水産省政策評価基本計画 (R2. 3. 31 決定 R4. 8. 30 一部変更)	農業農村整備事業等の事業評価に係る要領等
第九条 行政機関は、その所掌に関するし、次に掲げる要件に該当する政策として個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策その他の政策のうち政令で定めるものを決定しようとするときは、事前評価を行わなければならない。	第6 事前評価の実施に関する事項 1 公共事業の事業評価 (1) 評価の対象 政策評価法第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号。以下「施行令」という。)第3条により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業を対象とする。 なお、交付金に係る事業については、政策評価法第9条により評価を義務付けられた個々の公共事業に当たらないため、事後評価を含めた公共事業の事業評価の対象としない。 (2) 実施時期 新たに事業を採択する時までに評価を実施する。ただし、個別の地区について予算の概算要求を行う事業については、概算要求書を財務省へ提出する時までに評価を実施する。	【事前評価】 ○農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について (制定 H12. 3. 24 最終改正 H22. 8. 31)
第八条 行政機関は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。	第7 事後評価の実施に関する事項 3 公共事業の事業評価 事後評価として、期中の評価及び完了後の評価を実施する。 (1) 期中の評価 ア 評価の対象 原則として、政策評価法第7条第2項第2号及び施行令第2条により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業を対象とし、実施計画において示すこととする。 イ 実施時期 以下の時期に実施する。ただし、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化、事業の変更計画の検討等により必要と認められるときは、適切な時期に評価を実施するものとする。 ① 未着手の事業にあつては、事業採択から未着手のまま5年を経過した時点 ② 未了の事業にあつては、事業採択から未了のまま10年を経過した時点 ③ 対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごと (2) 完了後の評価 ア 評価の対象 原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業を対象とする。ただし、完了後の評価が政策評価法により義務付けられていないことから、補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施する。 イ 実施時期 事業完了後一定期間(おおむね5年)経過後に実施する。ただし、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められるときは、適切な時期に評価を実施するものとする。	【事後評価 (期中の評価)】 ○国営土地改良事業等再評価実施要領 (制定 H10. 3. 27 最終改正 H22. 8. 30) ○直轄海岸保全施設整備事業再評価実施要領 (制定 H10. 3. 27 最終改正 H22. 8. 30) ○機構営事業等再評価実施要領 (制定 H15. 10. 1 最終改正 H20. 4. 1) ○農業農村整備事業等補助事業評価 (期中・完了後) 実施要領 (制定 H15. 2. 13、最終改正 R5. 1. 20) 【事後評価 (完了後の評価)】 ○国営土地改良事業等事後評価実施要領 (制定 H12. 3. 27 最終改正 H22. 3. 31) ○機構営事業事後評価実施要領 (制定 H15. 10. 1 最終改正 H20. 4. 1) ○農業農村整備事業等補助事業評価 (期中・完了後) 実施要領 (制定 H15. 2. 13、最終改正 R5. 1. 20)

国が行う農業農村整備事業の事業評価（期中・事後）の進め方について

1. 事業評価の考え方

農林水産省が行う事業評価は、「農林水産省政策評価基本計画」（令和2年3月31日農林水産大臣決定）に基づき、国民に対する行政の説明責任の徹底、国民本位の効率的で質の高い行政の実現及び国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ることを目的として実施。

事業評価（期中・事後）の対象地区については、「農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領」において、以下のとおり規定。

＜期中評価（再評価）＞

- ① 事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業地区
- ② 事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区（以降、再評価を実施した年度から5年度ごと）

＜事後評価＞

- ・ 総事業費10億円以上の事業
- ・ 事後評価の実施は、事業完了後一定期間（おおむね5年）経過後
- ・ 事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施

2. 令和5年度の事業評価実施地区

（1）国営事業

該当なし

（2）補助事業

期中評価：農業競争力強化農地整備事業_田上地区（滋賀県）

農村地域防災減災事業_安食川Ⅱ期地区（滋賀県）

農村地域防災減災事業_上野東地区（和歌山県）

事後評価：農村地域防災減災事業_江井鷲ノ巣地区（兵庫県）

＜期中評価（再評価）＞

- ① 事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業地区

番号	事業名	県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体	備考
1	農業競争力強化農地整備事業	滋賀県	田上	農地整備課	滋賀県	

※田上地区については、平成30年度事業採択。

- ② 事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区（以降、再評価を実施した年度から5年度ごと）

番号	事業名	県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体	備考
1	農村地域防災減災事業	滋賀県	安食川Ⅱ期	防災課	滋賀県	
2	農村地域防災減災事業	和歌山県	上野東	防災課	和歌山県	

※安食川Ⅱ期地区及び上野東地区については、平成25年度事業採択。

＜事後評価＞

- ・ 本省から示された執務参考資料に基づき、平成 29 年度完了、総事業費 10 億円以上の地区を候補地区とし、地方農政局毎に候補地区の 20%以上確保できるように選定。
- ・ 近畿農政局管内の候補地区は 3 地区。
農業競争力強化基盤整備事業 大原地区（滋賀県）
農村地域防災減災事業 江井鷺ノ巣地区（兵庫県）
農村地域防災減災事業 小匠地区（和歌山県）

うち、事業実施主体の協力が得られた農村地域防災減災事業江井鷺ノ巣地区について事後評価を実施。

番号	事業名	県名	事業実施 地区名	事業主管課	事業実施主体	備考
1	農村地域防災減災事業	兵庫県	江井鷺ノ巣	防災課	兵庫県	

3. 学識経験者等の知見の活用

評価の実施に当たっては、多様な意見の反映、客観性の確保という観点から、

- ① 評価実施地区の地区別結果書（案）について、第三者の意見を聴取する。
- ② この第三者の意見は、地区別結果書（案）に最大限尊重することとしていることから第三者からなる技術検討会を開催する。

なお、第三者委員に評価地区の理解を深めて頂くため、地区別結果書（案）の内容に参考となる写真やデータ表、関係資料等を加えたパワーポイント資料を作成。

また、よりよく理解して頂くため、現地調査を実施。

4. 評価結果等の公表

- ① 技術検討会の開催についてはプレスリリースを行い、技術検討会、会議資料、議事録については、委員による確認・了承を得た上で、公表とする。
- ② 評価結果書については、3 月末に農林水産省ホームページの公表に併せ、近畿農政局ホームページに公表。

令和5年度 近畿農政局補助事業事業評価対象地区一覧

評価	事業名	地区名	府県名	事業主体	実施期間
再評価	農業競争力強化農地整備事業	田上	滋賀県 (大津市)	滋賀県	H30～R12
再評価	農村地域防災減災事業	安食川Ⅱ期	滋賀県 (彦根市)	滋賀県	H25～R9
再評価	農村地域防災減災事業	上野東	和歌山県 (田辺市)	和歌山県	H25～R7
事後評価	農村地域防災減災事業	江井鷺ノ巣	兵庫県 (淡路市)	兵庫県	H18～H29



【令和5年度技術検討会の第三者委員名簿】

分 野	氏 名	所属・役職
環 境	いわま けんじ 岩間 憲治	滋賀県立大学環境科学部准教授
消 費 者	うらた ちえ 浦田 千恵	京都府生活協同組合連合会理事
経 済	おかだ ともひろ 岡田 知弘	京都橘大学経済学部教授
農業土木	ふじはら まさゆき 藤原 正幸	京都大学大学院農学研究科教授
マスコミ	ふるたに ちえ 古谷 千絵	ジャーナリスト

(五十音順・敬称略)

令和５年度近畿農政局補助事業の事業評価に係るスケジュール

時 期	事 項	備 考
11月15日(水)	○第１回局内幹事会	場所：局第５会議室（地下） 時間：13：00～16：00
11月29日(水)	○第１回局内委員会	場所：局第３会議室（４Ｆ） 時間：13：30～16：30
12月７日(木)	（再評価地区） ●現地調査及び技術検討会（第１回） ・評価結果（案）の説明・検討	・現地調査 農村地域防災減災事業 「安食川Ⅱ期地区」（滋賀県彦根市） ・技術検討会 湖東農業農村振興事務所会議室
12月14日(木)	（事後評価地区） ●現地調査及び技術検討会（第２回） ・評価結果（案）の説明・検討	・現地調査 農村地域防災減災事業 「江井鷲ノ巣地区」（兵庫県淡路市） ・技術検討会 淡路市一宮事務所会議室
1月10日（水）	○第２回局内幹事会	場所：近畿農政局第１会議室
1月26日（金）	○第２回局内委員会	場所：近畿農政局第４会議室
1月30日(火)	●技術検討会（第３回） ・第三者意見のとりまとめ	場所：近畿農政局第１会議室
2月末まで	○本省報告	局内決裁あり
3月末まで	○評価結果の公表	本省及び農政局

農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領

平成15年2月13日付け14農振第1906号
最終改正 令和5年1月20日付け4畜産第2052号
令和5年1月20日付け4農振第2328号

第1 趣旨

農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国の補助金の交付を受けて都道府県等事業実施主体（以下「事業主体」という。）が実施している事業（以下「補助事業」という。）に関して、農林水産省は、農林水産省政策評価基本計画（令和2年3月31日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づく事業評価として、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）及び事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）を実施することとする。

第2 対象事業及び実施時期

1 再評価

- （1）事業評価の対象となる事業は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第7条第1項に基づく農林水産省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）の別表2の1の（1）のイ及び（2）のイ並びに2の（1）のイ及び（2）のイに掲げる補助事業のうち畜産局及び農村振興局の所掌に係るものとし、その事業を行う地区（以下「事業地区」という。）について、原則として、次に掲げる年度において事業評価を実施するものとする。

ア 事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業地区にあつては、当該時点の属する年度

イ 事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区にあつては、当該時点の属する年度

ウ 事業採択後10年を超えて継続中の事業地区にあつては、直近に再評価を実施した年度から5年度ごと

- （2）当該年度内に対象事業地区が事業を完了する場合は、実施しないものとする。

- （3）（1）のほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

2 事後評価

- （1）事業評価の対象となる事業は、実施計画の別表2の1の（2）のイに掲げる補助事業のうち畜産局及び農村振興局の所掌に係るものであつて、総事業費10億円以上のものとし、その事業を完了した地区について、原則として、事業完了後一定期間（おおむね5年）経過後に事業評価を実施するものとする。ただし、事業完了後の事業評価が政策評価法により義務づけられていないことから、事業主体の協力が得られる範囲内で実施するものとする。

- （2）（1）のほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められ

る場合は、適切な時期に実施するものとする。

第3 事業評価の実施手続

- 1 地方農政局（北海道にあつては畜産局又は農村振興局、沖縄県にあつては沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）においては、関係部課長をもって構成する補助事業評価委員会で評価結果書案等を検討の上取りまとめる。
なお、事業評価の実施に当たっては、事業主体の協力の下実施するものとする。
- 2 畜産局又は農村振興局においては、評価結果書案等を取りまとめ、評価書の案を作成する。

第4 事業評価の実施

1 再評価

- (1) 地方農政局長（北海道にあつては農林水産省畜産局長又は農林水産省農村振興局長（以下「畜産局長等」という。））、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、補助金交付の方針案（予算割当てに関する方針案及びその理由等。）を取りまとめ、再評価地区別資料（別紙様式1）及び再評価結果書（別紙様式2）の案を作成するものとする。

〔再評価地区別資料記載項目〕

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。）
- イ 農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化
- ウ 事業の進捗状況
- エ 関連事業の進捗状況
- オ その他

- (2) 地方農政局長等は、再評価結果書案等を再評価の実施年度の2月末日までに畜産局長等に報告するものとする。
- (3) 畜産局長等は、地方農政局長等からの報告を踏まえ、当該事業の補助金交付の方針案を決定する。

2 事後評価

- (1) 地方農政局長等は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、事後評価地区別結果書（別紙様式3）を取りまとめるものとする。

〔事後評価地区別結果書記載項目〕

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

- イ 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。）
- ウ 事業により整備された施設の管理状況
- エ 事業実施による環境の変化
- オ 社会経済情勢の変化
- カ 今後の課題等

- （２）地方農政局長等は、事後評価地区別結果書を事後評価の実施年度の２月末日までに畜産局長等に報告するものとする。
- （３）畜産局長等は、地方農政局長等からの報告を踏まえた対象事業の事後評価の結果等を有効に活用し、今後の事業の在り方の検討、事業評価手法の改善等を進めるものとする。

第５ 学識経験者等の知見の活用

評価に当たっては、客観性の確保及び多様な意見を反映させるとともに、評価手法の向上を図るため、学識経験者等の第三者の知見を活用するものとする。

第６ 評価結果等の公表

- １ 畜産局長等は、基本計画第５の３の（４）のイに基づき、原則として事業評価の実施年度の３月末日までに評価書を公表するものとする。
- ２ 評価書の公表に当たっては、事業評価の透明性や評価結果の検証可能性を確保する観点から、関連文書、評価の基礎となったデータ、第三者等から聴取した意見を併せて公表するものとする。

第７ 評価手法の改善

評価手法については、今後更なる評価精度の向上を図るため逐次改善に努めるものとする。

第８ 評価基礎資料等の収集における事業主体の積極的な協力

事業主体は、主体性をもって事業の効率的・効果的な実施を図る観点から、必要な情報の収集及び事業効果の把握に努めるものとする。

その際、事業により整備される施設の管理主体が事業主体と異なる場合には、事業主体は管理主体の協力を得るものとする。

なお、これら収集・把握した情報等について事業主体は、地方農政局等へ積極的に提供し、事業評価の的確な実施に協力するものとする。

第９ 委任

補助事業評価委員会の事務その他必要な事項については、地方農政局長等が別に定めるものとする。

(別紙様式 1)

農業農村整備事業等再評価地区別資料

		局	名	
--	--	---	---	--

都道府県名		関係市町村名	
事業名		地区名	
事業主体名		事業採択年度	
〔事業内容〕			
〔項目〕 ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。） イ 農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化 ウ 事業の進捗状況 エ 関連事業の進捗状況 オ その他			
事業主体の 事業実施方針			
事業主体の 予算要求方針			
第 三 者 の 意 見			
補 助 金 交 付 の 方 針			

(注1)「事業主体の事業実施方針」欄は、事業主体が決定した当該地区の継続、事業内容の見直し、中止を記入する。

(注2)「事業主体の予算要求方針」欄は、事業主体の事業実施方針に基づき事業主体が決定した予算要求方針（予算要求する、予算要求しない）を記入する。

(注3)「第三者の意見」欄は、第三者の意見のうち特記すべき内容について記入する。

(注4)「補助金交付の方針」欄は、地方農政局等にあつては、欄の名称を「補助金交付の方針案」とし、国としての補助金交付の方針案（予算割当に関する方針及びその理由等）を簡潔に記入する。

(注1)「項目」欄については、ア、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。）、イ、農業情勢、農村の状況その他の社会情勢の変化、ウ、事業の進捗状況、エ、関連事業の進捗状況に関して点検した結果、所定の条件を満足している場合は○を、そうでない場合は×を、条件を満足する必要がある場合は－を記入する。

(注2)「補助金交付の方針」欄については、地方農政局等においては「補助金交付の方針案」とし、国としての補助金交付の方針案（予算割当に関する方針及びその理由等）を簡潔に記入する。

(別紙様式 3)

農業農村整備事業等事後評価地区別結果書

		局 名	
都道府県名		関係市町村名	
事業名		地区名	
事業主体名		事業完了年度	
〔事業内容〕			
〔項目〕 ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 イ 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。） ウ 事業により整備された施設の管理状況 エ 事業実施による環境の変化 オ 社会経済情勢の変化 カ 今後の課題等			
事後評価結果			
第三者の意見			

(注 1) 「事後評価結果」欄は、項目の内容を総括して記入する。

(注 2) 「第三者の意見」欄は、第三者の意見のうち特記すべき内容について記入する。

近畿農政局農業農村整備事業等補助事業評価委員会設置要領

令和5年9月11日付け5近振第1143号

(目 的)

第1条 近畿農政局管内における農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図る観点から、国の補助金の交付を受けて府県等が事業実施主体（以下「事業主体」という。）となって実施している事業（以下「補助事業」という。）に関して、以下の目的に資するため、農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領（令和5年1月20日付け4畜産第2052号畜産局長及び4農振第2328号農村振興局長通知。以下「補助事業評価要領」という。）に基づき、近畿農政局農業農村整備事業等補助事業評価委員会（以下「事業評価委員会」という。）を設置する。

- (1) 事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について、総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針案の検討（以下「再評価」という。）を行う。
- (2) 事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価（以下「事後評価」という。）を行う。

(事 務)

第2条 事業評価委員会は、次に掲げる事項の事務を行う。

(1) 再評価に係る事項

- ① 補助事業評価要領第2の1で定める対象事業に係る再評価に関すること。
- ② 補助事業評価要領第4の1の(1)で定める補助金交付の方針案の検討及び再評価結果書等の作成に関すること。
- ③ 補助事業評価要領第5で定める学識経験者等の知見の活用に関すること。

(2) 事後評価に係る事項

- ① 補助事業評価要領第2の2で定める対象事業に係る事後評価に関すること。
- ② 補助事業評価要領第4の2の(1)で定める事後評価地区別結果書等の作成に関すること。
- ③ 補助事業評価要領第5で定める学識経験者等の知見の活用に関すること。

(構 成)

第3条 事業評価委員会の構成及び役名は、別表1のとおりとする。ただし、委員長は、必要に応じ関係職員を事業評価委員会に参加させることができる。

- 2 事業評価委員会は、所要の事務を行わせるため、関係部課課長補佐等により構成される補助事業評価幹事会（以下「事業評価幹事会」という。）を設置する。事業評価幹事会の構成及び役名は別表2のとおりとする。ただし、幹事長は、必要に応じて関

係職員を事業評価幹事会に参加させることができる。

(運 営)

第4条 事業評価委員会の運営は、以下のとおりとする。

(1) 事業評価委員会

- ① 事業評価委員会は、第2条に掲げる事務を円滑に行うため、委員長が必要と認めたとき又は委員から要請があったときに開催する。
- ② 事業評価委員会は委員長が招集し、その会務を統括する。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- ③ 事業評価委員会は、補助事業の再評価及び事後評価を行った場合には、技術検討会に諮問し、その結果を付して当該評価結果を近畿農政局長へ報告するものとする。

(2) 事業評価幹事会

- ① 事業評価幹事会は、幹事長が必要と認めたとき又は幹事から要請があったときに開催する。
- ② 事業評価幹事会は幹事長が招集し、その会務を統括する。ただし、幹事長に事故あるときは、副幹事長等がその職務を代行する。

(事 務 局)

第5条 事業評価委員会及び事業評価幹事会の事務局は以下のとおりとし、関係各課の協力を得て庶務を行う。

(1) 第2条の(1)に係るもののうち、農村振興局の補助事業に係るものについては、農村振興部設計課に置く。

(2) 第2条の(2)に係るもののうち、農村振興局の補助事業に係るものについては、農村振興部土地改良管理課に置く。

(3) 第2条の(1)及び(2)に係るもののうち、畜産局の補助事業に係るものについては、生産部畜産課に置く。

(雑 則)

第6条 この要領に定めるもののほか、事業評価委員会及び事業評価幹事会に必要な事項はそれぞれの事業評価委員会、事業評価幹事会で定める。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 「近畿農政局農業農村整備事業等補助事業評価委員会設置要領」(平成27年4月1日付け)は廃止する。
- 3 この要領は、平成27年10月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和5年9月11日から施行する。

別表1 事業評価委員会の構成

(1) 第2条の(1)に係るもの

- ① 補助事業評価要領第2の1で定める対象事業のうち、草地畜産基盤整備事業に係るもの

役 名	役 職
委 員 長	生 産 部 長
副委員長	地方参事官（特命担当）
委 員	生 産 部 生産振興課長
〃	〃 畜 産 課 長

② その他のもの

役 名	役 職
委 員 長	農村振興部長
副委員長	地 方 参 事 官（特命・事業計画）
〃	地 方 参 事 官（各省調整）
委 員	農 村 振 興 部 設 計 課 長
〃	〃 農 村 計 画 課 長
〃	〃 土 地 改 良 管 理 課 長
〃	〃 農 村 環 境 課 長
〃	〃 事 業 計 画 課 長
〃	〃 水 利 整 備 課 長
〃	〃 農 地 整 備 課 長
〃	〃 地 域 整 備 課 長
〃	〃 防 災 課 長

(2) 第2条の(2)に係るもの

- ① 補助事業評価要領第2の2で定める対象事業のうち、草地畜産基盤整備事業に係るもの

役 名	役 職
委 員 長	生 産 部 長
副委員長	地方参事官（特命担当）
委 員	生 産 部 生産振興課長
〃	〃 畜 産 課 長

② その他のもの

役 名	役 職
委 員 長	農村振興部長
副委員長	地 方 参 事 官 (特命・事業計画)
〃	地 方 参 事 官 (各省調整)
委 員	農 村 振 興 部 設 計 課 長
〃	〃 農 村 計 画 課 長
〃	〃 都市農村交流課長
〃	〃 土地改良管理課長
〃	〃 農 村 環 境 課 長
〃	〃 事 業 計 画 課 長
〃	〃 水 利 整 備 課 長
〃	〃 農 地 整 備 課 長
〃	〃 地 域 整 備 課 長
〃	〃 防 災 課 長

別表２ 事業評価幹事会の構成

(１) 第２条の（１）に係るもの

- ① 補助事業評価要領第２の１で定める対象事業のうち、草地畜産基盤整備事業に係るもの

役 名	役	職
幹 事 長	生 産 部	畜 産 課 課長補佐（草地）
副幹事長	〃	生 産 振 興 課 課長補佐（総務）
幹 事	〃	畜 産 課 畜産環境対策官

② その他のもの

役 名	役	職
幹 事 長	農村振興部	設 計 課 事業調整室長
副幹事長	〃	〃 課長補佐（土木技術）
幹 事	〃	農 村 計 画 課 課長補佐（技術）
〃	〃	土地改良管理課 農政調整官（開発）
〃	〃	農 村 環 境 課 課長補佐（総務）
〃	〃	事 業 計 画 課 課長補佐（総務）
〃	〃	水 利 整 備 課 課長補佐
〃	〃	農 地 整 備 課 課長補佐
〃	〃	地 域 整 備 課 課長補佐
〃	〃	防 災 課 課長補佐

(２) 第２条の（２）に係るもの

- ① 補助事業評価要領第２の２で定める対象事業のうち、草地畜産基盤整備事業に係るもの

役 名	役	職
幹 事 長	生 産 部	畜 産 課 課長補佐（草地）
副幹事長	〃	生 産 振 興 課 課長補佐（総務）
幹 事	〃	畜 産 課 畜産環境対策官

② その他のもの

役 名	役	職
幹 事 長	農村振興部	土地改良管理課 農政調整官（開発）
副幹事長	〃	地 域 整 備 課 課長補佐
幹 事	〃	設 計 課 事業調整室長
〃	〃	〃 課長補佐（土木技術）
〃	〃	農 村 計 画 課 課長補佐（技術）
〃	〃	都市農村交流課 課長補佐
〃	〃	農 村 環 境 課 課長補佐（総務）
〃	〃	事 業 計 画 課 課長補佐（総務）
〃	〃	水 利 整 備 課 課長補佐
〃	〃	農 地 整 備 課 課長補佐
〃	〃	防 災 課 課長補佐

近畿農政局農業農村整備事業等事業評価技術検討会設置要領

令和5年9月8日付け5近振第1145号

第1条 目的

この要領は、農林水産省政策評価基本計画（令和2年3月31日農林水産大臣決定。以下「政策評価基本計画」という。）、国営土地改良事業等再評価実施要領（平成22年8月30日付け22生畜第1142号生産局長及び22農振第1208号農村振興局長通知。以下「再評価実施要領」という。）、国営土地改良事業等事後評価実施要領（平成22年3月31日付け21生畜第2071号生産局長及び21農振第2160号農村振興局長通知。以下「事後評価実施要領」という。）及び農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領（令和5年1月20日付け4畜産第2052号畜産局長及び4農振第2328号農村振興局長通知。以下「補助事業評価要領」という。）に基づき、専門的知見を有する有識者等（以下「委員」という。）から構成される委員会（以下「技術検討会」という。）の設置及び運営等に関する事項を定めるものとする。

第2条 技術検討会

- 1 技術検討会は、政策評価基本計画第6の1の（3）のウの規定、再評価実施要領第4の2の規定、事後評価実施要領第3の4の規定又は補助事業評価要領第5の規定に基づき設置する。
- 2 技術検討会は、近畿農政局国営事業管理委員会（以下「事業管理委員会」という。）が取りまとめた政策評価基本計画第6の1に基づく評価結果（以下「事前評価結果」という。）、再評価実施要領第5の1に基づく評価結果（以下「再評価結果」という。）、事後評価実施要領第4の2及び第4の3に基づく評価結果（以下「事後評価結果」という。）並びに近畿農政局農業農村整備事業等補助事業評価委員会（以下「事業評価委員会」という。）が取りまとめた補助事業評価要領第4の1の（1）及び第4の2の（1）に基づく評価結果について審議を行う。

第3条 構成等

- 1 技術検討会は、委員5名程度をもって構成する。
なお、委員は、事業管理委員会又は事業評価委員会が推薦し、近畿農政局長が委嘱する。
- 2 委員は、公正中立の立場を堅持するものとする。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から事前評価結果、再評価結果及び事後評価結果の公表を行う年度の年度末までとする。ただし、委員の任期途中に欠員が生じた場合においては、事業管理委員会又は事業評価委員会が補欠委員を推薦し、近畿農政局長が委嘱したときには、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 技術検討会に委員長をおき、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員長は、技術検討会を主宰し、会議の議長となる。
- 6 委員長が事故ある時又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

第4条 運営等

- 1 技術検討会は、事業管理委員会事前評価委員長、同再評価委員長、同事後評価委員長、事業評価委員会再評価委員長又は同事後評価委員長から事業に係る事前評価、再評価又は事後評価について意見を求められたときに開催する。
- 2 技術検討会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 3 技術検討会は、審議結果を意見としてとりまとめ、事業管理委員会又は事業評価委員会に具申する。

第5条 事務局

技術検討会の事務局は、国営事業の事前評価は農村振興部事業計画課、再評価は農村振興部設計課、事後評価は農村振興部土地改良管理課に置く。ただし、補助事業評価要領第2の規定で定める草地畜産基盤整備事業に係るものは生産部畜産課に置く。

第6条 雑則

- 1 この要領に定めるもののほか、技術検討会の運営等に必要な事項は技術検討会において定める。

附則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 「近畿農政局農業農村整備事業等事業評価技術検討会設置要領」（平成22年6月1日付け）は廃止する。
- 3 この要領は、平成27年10月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成28年6月16日から施行する。
- 5 この要領は、令和4年11月2日から施行する。
- 6 この要領の改正は、令和5年9月8日から施行する。